

平成 28 年 12 月 8 日
社会福祉法人 せと

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬

- 1 本会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員が理事会又は評議員会に出席、又は理事会等の要請により会議等に出席したときは、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、その報酬として 1 日 5,000 円を支給することができる。
- 2 この支払は、原則として、そのつど源泉所得税を差し引き現金で支払うものとする。
- 3 この規定の適用を受ける者は、非常勤の者とし、施設長等の常勤職員が理事の職を兼務するときは、この規定の対象としない。
- 4 この報酬規程は、平成 28 年 12 月 9 日より施行する。